

長	助	役	課	長	補	佐	班	長	係



産特第 69 号
平成 16 年 7 月 23 日

青森県田子町長 様

岩手県環境生活部
産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長



岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ね
したい事項について (回答)

平成 16 年 5 月 28 日付け田収発第 1295 号で照会のあった標記について、別添
のとおり回答します。

【連絡担当：(総括) 主任主査 佐藤 (電話 019-629-5392)】

1 撤去・運搬作業について

- (1) 現地での掘削、積み込み等の撤去作業については、香川県豊島で行われている事例と同等以上の安全性を確保できる対策を講じていただくようお願い申し上げます。

【回答】

安全対策については万全を期していきたいと考えています。

このため、香川県が作成した豊島廃棄物等処理事業に係る作業マニュアル等も参考に、原状回復対策協議会の御意見等を踏まえながら、施工計画に相応する各種作業マニュアルを作成し、これを遵守することにより作業の安全性を確保していきます。

また、原状回復対策協議会の現地視察による現場作業等への改善意見や関係機関との意見交換等で得た有効な方策を現場作業に反映させることにより、より一層の安全性の確保を図ります。

1 撤去・運搬作業について

- (2) 香川県豊島―直島の運搬ルートは専用車・船を用いて一般の道路を通行しないで行われているのに対し、当町においては、狭い県道・国道を大型車輛が頻繁に通行することとなる。このため、沿線の自治体の了解を得るだけでなく、沿線住民（具体的には水亦集落及び農事組合法人和平高原開発農場）の事前の了解を得てから実施していただきたい（沿線住民の反対運動が起こってからでは手が付けられなくなるおそれがあることを認識頂きたい。）

【回答】

1 本県では、できるだけ早期に撤去を開始する計画であったため、事前に本県の計画内容を農事組合法人和平高原開発農場に対して説明をいたしました。しかし、計画内容については御理解を得たものの、進入路整備及び青森県が整備する洗車施設の整備を待って撤去を開始していただきたいとの強い要請があったことから、これを踏まえ、廃棄物等の搬出は見合わせているところです。

2 田子町住民に対しては田子町のアドバイスを得て、本県の撤去計画内容について田子ケーブルテレビで放映していただくなど、広く一般に説明することができたものと感謝しています。

また、本県搬出ルート沿線に位置する水亦集落の方々につきましては、7月中に個別に説明し御理解をいただきたいと考えています。

1 撤去・運搬作業について

- (3) 搬出については、両県で行っている工事用道路整備工事が終了してから行って頂きたい。

【回答】

1-(2)の回答1のとおり。

2 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

- (1) 撤去の作業中の労働災害防止の観点からも、作業前の検査体制をどの様に行う考えかお示し頂きたい。

【回答】

本県では全域についてトレンチ調査等を行った成果により、概ね不法投棄廃棄物の種類や量を把握しています。しかし、御指摘のとおり、労働災害防止の観点から、例えば作業時におけるVOCや重金属等の人体に与える評価、掘削のり面の崩落危険性評価等について事前に把握しておく必要があると考えています。

具体的には、今後作成する作業マニュアルに盛り込みますが、このような内容については、原状回復対策協議会の御意見等を踏まえて作成していきます。

2 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

- (2) 安全性の確保と共にどの様な処理を適正にするかの観点からも有害性の濃度を把握していくべきと考えているが、どの様な分析方法により、いつどの時点で誰が判断しその判定を行うのか、の組織確立についての考え方をお示しいただきたい。

【回答】

既に設置済の専門家、住民、行政等のメンバーで構成する原状回復対策協議会が、現場の原状回復に向けて総括的、一元的な検討をいただく機関としてその役割を担っていただいていることから、協議会の機能を十分に活用していきたいと考えています。

2 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

- (3) 周辺環境のモニタリングも含め、検査組織体制の確立が早急に必要と考えるが、どの様な体制をお考えであるかお示し頂くと共に、今後行っていくその組織には住民が入り、常時現場に置いて住民の目が届く体制として頂きたい。

【回答】

- 1 2-(2)の回答のとおり。
- 2 これまでもモニタリングでは、採水日時、場所等を公表し、住民の方々に作業状況を確認していただいておりますが、廃棄物や土壌の汚染度分析調査のためのサンプル採取等についても、今後、マニュアルを作成していく中で、住民の方々が参画する機会の確保を図るよう検討します。
- 3 「常時現場に置いて住民の目が届く体制」については、その具体的内容を明確に把握する必要はありますが、本県では現場の作業や各種の調査分析内容について、インターネットでの公開や現場（現地事務所）での情報提供を図って行きたいと考えており、広く住民の皆様へ情報発信していきます。

なお、組織については、2-(2)の回答のとおりです。

3 緊急連絡体制について

当町の原状回復調査協議会が5月24日に行った現地調査時において、雷が伴う急激な豪雨に見舞われた中でも作業が行われており、某かの危険性を感じたが、工事作業中の事故、環境学習の提供の場、視察者の入山等を考慮すれば、不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性が痛感されるので、早急の整備をお願いしたい。

【回答】

- 1 有線電話については、NTT 回線が現場まで整備され、8月2日から利用可能の状態となっていますが、回線使用者がNTTとの利用契約を締結して始めて利用可能となること、また回線使用者は原状回復対策事業関係機関を想定し回線数を設定していること等から、不特定多数の方が自由に利用できる電話の設置は想定していません。
しかし、今後、できるだけ一般の方々が利用しやすい環境づくりについて検討していきます。
- 2 携帯電話の利用可能性については、県の担当部署（通信事業者と協議）及び二戸市とも検討を行いました。通信事業者が整備する際には、建設コスト（標準ケースによる試算値で約1億1千万円）、回線費用などのランニングコスト（標準ケースによる試算値で約1,400万円/年）と利用収入とのバランスから判断しており、利用者が少ない地域については整備が困難であるとしていることから、課題は多いものの引き続き通信事業者に働きかけていきたいと考えています。

4 (仮名) 資料館の整備について

汚染拡散防止対策、原状回復対策の実施においては県税が使われており、いつでも県民がその状況を閲覧でき、かつ、後世にこのような不法投棄事件の再発防止を啓蒙するためにも、現地周辺にこれまでの経緯や実施中の状況を公開できる場を整備して頂きたい。

【回答】

現在のところ、本県では専用の資料館を整備することは考えていませんが、現場への来訪者等に対する説明の場の確保について検討を進めており、その場の中で御指摘の情報等の公開が実施できるよう取り組んでいきたいと考えています。

なお、香川県豊島では、豊島産業廃棄物不法投棄現場の近傍に、地元住民で組織する「廃棄物対策豊島住民会議」が自ら資料館を整備し運営していることから、田子町におかれても地元での対応の可能性について御検討いただきますようお願いいたします。